

阿波市道路アドプト事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、阿波市が管理する道路におけるアドプトに参加する市民、事業者、民間団体を支援することで、市と協働に道路施設の清掃美化に取り組み、もって、市民一人ひとりがまちづくりの主役としての意識の醸成と道路愛護意識の高揚を図ることを目的とする。

(参加資格)

第2条 この事業に参加する団体（以下「参加団体」という。）は、市内に所在地を有する自治会、子ども会、老人クラブ、商工会、企業等で原則として5名以上の団体とする。

- 2 参加団体は、参加団体届出書を阿波市長へ届け出するものとし、変更がある場合も同様とする。

(覚書の交換)

第3条 阿波市及び参加団体は、この事業を実施するに際し、阿波市道路アドプト事業に関する覚書（以下「覚書」という。）を交換するものとする。

- 2 覚書を更新しようとするときは、参加団体届出書を3月10日までに阿波市長へ届け出するものとする。

(活動内容)

第4条 アドプト事業の活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 花植え等の植樹活動
- (2) ごみの収集及び草刈り等の清掃美化活動
- (3) その他、美化に有効な活動

- 2 活動団体は、阿波市と協議し決定した活動区間等で、原則年1回以上の活動を行うものとする。
- 3 美化活動と併せて、チラシ配布などのPR活動、イベント開催、その他の目的を持つ活動を行ってはならない。

(活動計画及び活動報告)

第5条 活動団体は、阿波市と覚書を交換した後、速やかに活動計画書を届け出するものとする。

- 2 活動団体は、毎回活動終了後に、速やかに活動報告書を届け出するものとする。

(安全の確保)

第6条 参加団体は、美化活動を行う際には、自己の責任において作業を行い、法令を守り、事故等が発生しないよう安全に十分配慮するものとする。

(市の支援内容)

第7条 市は、活動に対して、希望があった場合は、次の支援内容を行う。

- (1) 届出書に記載された活動区間等に、参加団体名及び市町村名を併記した看板を設置
- (2) ごみ袋の提供

(助言)

第8条 阿波市は、参加団体の活動に対して、必要な助言ができるものとする。

(覚書の解除)

第9条 阿波市は、活動団体がこの要綱に従わないとき、他の参加者の活動に迷惑を及ぼす恐れがあるなどアドプト事業の運営に支障をきたすときには、覚書を解除するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年 9月 29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 7月 1日から施行する。